

は、検疫所業務管理室及び結核感染症課で協議の上、厚生労働本省にて対応することとする。

(5) 仮検疫済証の交付

インフルエンザ(H5N1)の発生国を発航し、または寄港してから、インフルエンザ(H5N1)潜伏期間内に来航する航空機又はインフルエンザ(H5N1)発生国を出港若しくは寄港してから潜伏期間内に我が国に来航する船舶については、検疫の結果、インフルエンザ(H5N1)ウイルスの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、潜伏期間(最大240時間)を超えない範囲で一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付する。

(6) 検疫業務に対応する検疫官について

各検疫所は、機内及び検疫ブース、臨船検疫等、検疫業務に従事した後は、除染のための手洗いやうがいの励行について周知徹底を図る。

また、有症者及び要観察例等と接触する場合には、マスク、手袋を着用し、咽頭拭い液の採取については、マスク、手袋、防護衣、ゴーグル等を着用するなど、状況に応じ適切な感染防止策を講じるよう配慮する。

なお、検査を実施した当該要観察例が、インフルエンザ(H5N1)患者と確定した場合には、当該患者と接触のあった検疫官に対し必要な対処を実施する。

インフルエンザ(H5N1)患者対応以後の当該検疫官の健康状態について10日間の観察を行う。体調に異状を生じた場合には、就業の制限、タミフル等のスタンバイ投与を行う。

(7) 関係機関等との連携及び情報の提供

ア 関係機関、都道府県等との連携

インフルエンザ(H5N1)の国内における感染拡大を防止するためには、検疫所と関係機関(国土交通省、入国管理局、税関等)、保健所をはじめとする自治体等との情報の共有、連携強化を図り、対応に当たることが重要である。

検疫所が、入国する者からの健康状態の申告等により、要観察例を把握した場合には、診察、ウイルス遺伝子検出検査を実施し、検査の結果、H5陽性が確認された場合には、速やかに最寄りの保健所を経由し都道府県知事に、感染症法第12条に基づく届出を行う。

また、検査結果が出るまでの間、当該者については原則として医療機関への受診を強く勧奨することとし、指定医療機関(陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等)へ当該者を移送する。

イ 航空会社、船舶代理店等との協力

検疫所は、航空会社、船舶代理店、旅行会社等、空港や港湾における検疫業務に係る事業所等に対し、十分な情報提供を行う。これらの情報を踏まえ、関係者は、事前の情報提供の把握に努めるとともに、必要に応じた感染防御対策を講じることとする。

また、緊急時における各事業所の窓口担当者・連絡先を事前に定め、危機管理に備えた迅速な対応及び指示等が行えるようにしておく必要がある。

ウ 情報の提供

検疫所は、海外渡航者及び入国者をはじめ、関係機関、自治体、事業者等に対し、インフルエンザ(H5N1)に係る情報について、海外感染症情報収集システム(FORTH)及び各検疫所のホームページ並びに各空港や港湾の検疫窓口、また、出国ロビーにおけるポスターの掲示、パンフレットの設置等により、最新の海外感染症流行状況について情報提供を行うよう努める。

3 検疫対応

(1) 航空機の検疫について

ア 検疫前の通報(検疫法第6条)により有症者がいることが把握できた場合

インフルエンザ(H5N1)発生国から来航する航空機からの検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合、下記により対応するものとする。

(ア) 到着前の対応について

航空機(航空会社)から検疫前の通報により、機内に有症者が搭乗しているとの通報を受けた場合には、同機が到着後、速やかに検疫官が当該有症者の確認のため、同機に搭乗する旨、速やかに航空会社に連絡する。

また、関係機関(入国管理事務所、税関、航空局等)に対し、情報の提供を行う。

(イ) 航空機到着前の依頼事項

インフルエンザ(H5N1)発生国を発航し、機内にインフルエンザ様症状を呈した有症者が発生した場合には、下記事項について対応するよう事前に航空会社に協力を依頼する。

- i 有症者には可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。
 - ii 有症者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク等を着用させること。
 - iii 有症者対応乗務員により、当該有症者については、後方座席又は他の乗客と十分な距離(2mないし3m)が取れる場所に移動させること。また、有症者と同行した者等についても、他の乗客と十分な距離(2m)がとれる場所に移動させ、かつ有症者とも十分な距離(2m)を置くものとする。
 - iv 症者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該有症者周囲の乗客に対してマスク着用等の予防措置を実施すること。
 - v 有症者の化粧室の利用等については、有症者に最も近い場所を使用させることとし、原則として有症者専用とする。
- (ウ) 検疫の実施
- i 検疫官は機内に赴き、有症者に対し適切な措置がとられているかを確認する。
 - ii 有症者及び有症者と行動をともにした同行者等について確認ができ次第、他の同乗者を優先的に降機させる。
 - iii 検疫官は、有症者に対しマスクを着用させた状態で、また、同時に同行者等についても、有症者とともに診察室(健康相談室又は、相当の適切な場所)に誘導する。有症者について、検疫官(医師)による質問及び診察(検温を含む)を行った結果、要観察例であると判断された場合には、検疫官(医師)から本人に状況を説明した上で、検査のための検体採取を実施する。
 - iv 当該要観察例に、調査票(別紙様式3)及び健康状態報告指示書(別紙

様式4)に必要事項を記入させる。

- v 検査結果が出るまでの間、当該者については原則として医療機関への受診を強く勧奨することとし、指定された医療機関（陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等）へ当該者を移送する。
 - vi 要観察例と濃厚接触のあった同行者等についても、検疫官（医師）が、質問及び診察（検温を含む）を行う。この結果、要観察例と判断された場合には、下記（エ）に準じた措置を行う。
 - vii 同乗者に対しては、検疫ブースにてサーモグラフィー等によるスクリーニングを実施する。
 - viii 検疫官は、検疫の結果、インフルエンザH5陽性及び健康監視に附す者が生じた場合には、検疫所業務管理室を通じて、結核感染症課に報告する。
- (エ) 要観察例への対応
- i 検査の実施
 - (i) 質問及び診察（検温を含む）の結果、要観察例であると疑われる場合、ウイルス遺伝子検出検査を実施する。
 - (ii) 検体は、咽頭拭い液を原則とし、別添 病原体検査マニュアル（高病原性インフルエンザ）PART 2の1 インフルエンザウイルス検査のための臨床検体の採取法を参照とする。
 - (iii) 検査は、別添 RT-PCR法による高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子の検出（第2版）（国立感染症研究所ウイルス3部インフルエンザウイルス室作成）に従い、RT-PCR法にて実施する。
 - (iv) 検査の実施にあたっては、汚染を防止するため白衣、手袋、マスク等は使い捨ての物を使用し、検査毎に交換する等、細心の注意を図る。

- (v) 検査機器の設備を有していない、又は、検査実施検疫所まで検体搬送が不可能な検疫所支所及び出張所については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより、検査を実施できる体制を整える。地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、委託体制を整えておくこと。

なお、検体は国立感染症研究所によりSARS発生時に作製されたマニュアルにしたがい梱包の上、搬送することとする。

- ii 当該インフルエンザ（H5N1）要観察例への対応
 - (i) 検査の結果、H5陽性が判明した場合には、国立感染症研究所ウイルス第3部に追加試験を依頼するとともに、感染症法第12条の規定による医師による届出を行い、最寄りの保健所長を經由して当該者の居住地を管轄する都道府県知事に通知する。

さらに追加試験の結果、インフルエンザ（H5N1）であることが確定した場合には、検疫法第26条の3に基づき、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでない時は現在地）を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知する。また、N1（-）の場合においても、当該者の居住地を管轄する都道府県知事にその旨連絡することとする。
 - (ii) 検査の結果、H5陰性であることが判明した場合においても、有症であり接触歴を有することから、当該者には検疫法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行うとともに、健康状態報告指示書により、入国後、最大240時間（検疫法施行規則第6条）の朝夕の体温測定結果等を報告するよう指示する。

また、万一に備えた拡散防止のための対応であることを説明した上で、マスクを配布し、帰宅時におけるマスクの着用について協力を要請す

る。

(iii) 診察の結果、当該者が要観察例と判断されなかった場合には、必要に応じて健康管理カード(別紙2)等を配布し、帰宅後の注意事項等を指導する。

iii 健康監視対象者からの報告に対する対応

健康監視対象者から、法第18条の規定に基づく健康監視期間中に、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書(別紙5)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知する。

イ 検疫前の通報がなかったり、通報により有症者がいないとの報告があった場合

検疫官は、インフルエンザ(H5N1)発生国域から来航する入国者に対し、下記の通り対応することとする。

(ア) サーマグラフィー等による体温測定の実施

検疫官は、インフルエンザ(H5N1)発生国から来航する全乗客・乗員に対し、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

38℃以上の発熱者(38℃未満であっても発熱後解熱剤を服用したものを含む)を発見した場合には、必要に応じて医師の診察等を行い、インフルエンザ(H5N1)の疑いがあるか否かを診断する。

(イ) 要観察例等への対応

(ア)の体温測定等の実施により、有症者がいた場合には、直ちに健康相談室等において、医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が要観察例と診断した場合には、(1)-ア-(エ)に従って検査を行う。

この場合、有症者と同行した者等が特定できる場合には、(1)-ア-(ウ)-viと同様の措置を、また、同乗者(乗客・乗員)については、(1)-ア-(ウ)-viiと同様の措置を行う。

ウ その他

(ア) トランジット(乗り継ぎ)客に対する対応

要観察例がトランジット(乗り継ぎ)客の場合には、検疫官は、事前に関係機関等に連絡し、その対応を協議するとともに、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。当該要観察例が、治療等のため入国を希望する場合には、1-(1)-③の検疫の手続きを開始する。

(イ) 入国後にインフルエンザ(H5N1)患者が確定された場合の対応

事前通報において、有症者の発生が確認されず、また、検疫時においても乗客に異状がみられず検疫が終了した場合においても、入国後、時間の経過とともに患者の発生が確認される事態が生じる可能性がある。そのような場合には、原則、感染症法にて各自治体において国内対応することとなるが、結核感染症課から検疫所業務管理室を通じて業務に係る調査協力(患者と濃厚接触のあった同行者及び同乗者等の確認・把握等)の求めには、できうる限り協力することとする。

(ウ) 消毒

検疫所は、要観察例の手荷物ははじめ、着座していた座席及び周辺、使用した洗面所・トイレ、食器等についての消毒(清拭)を実施する。

(2) 船舶の検疫について

ア 検疫前の通報によりインフルエンザ(H5N1)発生国から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合
 検疫港において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。事前に港湾管理者、海上保安署等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

(ア) 検疫前の通報内容

インフルエンザ(H5N1)の発生国から来航する船舶については、検疫前の通報において、通常の通報内容に加え、以下の内容の通報を求める。

(追加で求める通報内容)

- i 38℃以上の発熱等(38℃未満であっても、発熱後、解熱剤を服用した場合を含む。)インフルエンザ様症状を呈している者の有無
あるいは、
- ii 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無
- iii 原因不明の死亡者の有無
- iv 10日以内に死鳥、インフルエンザウイルス(H5N1)に感染している、又はその疑いがある鳥(鶏、あひる、七面鳥、うずら等)との接触歴¹⁾を有する者
- v 10日以内にインフルエンザ(H5N1)患者(疑い例も含む)との接触歴¹⁾を有する者
1) : 1mないし2mの範囲の濃厚な接触。

(イ) 船舶到着前の指示事項

インフルエンザ(H5N1)の発生国から潜伏期間内に来航する船舶内で、乗客または乗組員に有症者がいるとの通報があった場合には、検疫官は、船舶代理店を通じ、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、有症者に対し下記ア～エの事項について対応するよう協力を求める。

- i 有症者は個室で、隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させ、乗組員の供用居室等を有症者専用に取り当てる。それが不可能な場合には、他の同乗者は有症者とは周囲2mの距離を置く等、飛散防止対策を講じること。
- ii 有症者と接触する者は限定し、感染防止対策(マスク、手洗い、うがい等)を実施すること。
- iii 有症者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤(解熱剤等)の記録及び報告を行うこと。
- iv 有症者の使用するトイレを限定し、原則他の者の使用は禁止する。

(ウ) 関係機関、水先人等への情報提供等

- i 検疫官は、業務の都合により検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関(海上保安署等)及び水先人に対し、インフルエンザ(H5N1)の疑いのある有症者が発生している旨、また、現在の状況、症状、予防方法等の詳細な情報について随時提供する。
- ii 検疫官は、臨船検疫を行った後に、同船舶に乗船する者に対して、インフルエンザ(H5N1)の発生・流行地域をはじめ、その流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報を随時提供する。
 - ・水先人に対して、乗船時にマスクの着用を指導する。
 - ・水先人が検疫官と同時に乗船する場合には、法第5条の規定に基づき、検疫が終了するまで水先人を下船させない。また、水先人には操舵室以外へ立ち入らないよう要請する。さらに、下船時には水先人に対し、検疫官が除染を行う。

(エ) 臨船検疫等の実施

- i 検疫官は、事前に海上保安署、地方運輸局等に対して、インフルエンザ(H5N1)要観察例が乗船している可能性があるため、臨船検

疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡する。

- ii 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等に、検疫法第 12 条に基づく質問を行い、有症者、有症者の同行者等及び同乗者（乗客、乗組員）の状況を把握する。
- iii 有症者及び有症者の同行者等について確認ができ次第、他の同乗者を優先的に下船させる。
- iv 検疫官（医師）は、当該船舶の個室等において、有症者へ質問及び診察（検温を含む）を行う。診察の結果、有症者がインフルエンザ（H5N1）要観察例であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡するとともに、検疫官（医師）から当該要観察例に対し状況を説明した上で、検査のため、原則として咽頭拭い液の採取を実施する。
- v 当該要観察例に、調査票（別紙3）及び健康状態報告指示書（別紙4）に必要事項を記入させる。
- vi 検査結果が出るまでの間、当該者については原則として医療機関への受診を強く勧奨することとし、指定された医療機関（陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等）へ当該者を移送する。
- vii 要観察例と濃厚接触のあった同行者等についても、検疫官（医師）が、問診及び診察（検温を含む）を行う。この結果、要観察例と判断された場合には、上記ウ～オに準じて措置を行う。
- viii 検疫官は、下船する同乗者に対し、サーモグラフィー等によるスクリーニングを実施する。
- ix 検疫官は、検疫の結果、インフルエンザH5陽性及び健康監視に該当する者（P. 4参照）が生じた場合には、検疫所業務管理室を通じて、結核感染症課に報告するとともに、関係機関（地方運輸局、海上

保安署、入国管理局等）に対して情報提供を行う。

（オ）要観察例の対応

i 検査の実施

質問及び診察（検温を含む）の結果、有症でかつ症例定義に該当し、インフルエンザ（H5N1）が疑われる場合、ウイルス遺伝子検出検査を実施する。

（i）検体は、咽頭拭い液を原則とし、別添 病原体検査マニュアル（高病原性鳥インフルエンザ）PART2の1 インフルエンザウイルス検査のための臨床検体の採取法を参照とする。

（ii）検査は、別添 RT-PCR法による高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子の検出（第2版）（国立感染症研究所ウイルス3部インフルエンザウイルス室作成）に従い、RT-PCR法にて実施する。

（iii）検査の実施にあたっては、汚染を防止するため白衣、手袋、マスク等は使い捨ての物を使用し、検査毎に交換する等、細心の注意を図る。

（iv）検査機器の設備を有していない、又、検査実施検疫所まで検体搬送が不可な検疫所支所及び出張所については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより、検査を実施できる体制を整える。地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、委託体制を整えておくこと。

なお、検体は国立感染症研究所によりSARS発生時に作製されたマニュアルにしたがい梱包の上、搬送することとする。

ii 当該インフルエンザ（H5N1）要観察例への対応

（i）検査の結果、H5陽性が判明した場合には、国立感染症研究所に

追加試験を依頼するとともに、感染症法第 12 条の規定により、最寄りの保健所長を経由して、都道府県知事に届出る。

さらに追加試験の結果、インフルエンザ(H5N1)であることが確定した場合には、検疫法第 26 条の 3 に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでない時は現在地)を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知する。また、N1(一)の場合にも、当該者の居住地を管轄する都道府県知事にその旨連絡することとする。

(ii) 検査の結果、H5 陰性であることが判明した場合においても、有症であり接触歴を有することから、当該者には検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行うとともに、健康状態報告指示書により、入国後、最大 240 時間(検疫法施行規則第 6 条)の朝夕の体温測定結果等を報告するよう指示する。

また、万一に備えた拡散防止のための対応であることを説明した上で、マスクを配布し、帰宅時におけるマスクの着用について協力を要請する。

(iii) 診察の結果、当該者が要観察例と判断されなかった場合には、必要に応じて健康管理カード(別紙 2)等を配布し、帰宅後の注意事項等を指導する。

(力) 健康監視対象者からの報告に対する対応

健康監視対象者から、法第 18 条の規定に基づく健康監視期間中に、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書(別紙 5)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示

した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知すること。

(キ) 消毒

検疫官は、要観察例の手荷物をはじめ、居室、使用した洗面所・トイレ、食器等についての消毒(清拭)を実施する。

イ 検疫前の通報によりインフルエンザ(H5N1)発生国から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合

客船(貨客船も含む)については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施する。

また、貨物船については、通常の通報内容に加え、必要な情報(3-(2)-ア-(ア)追加で求める通報内容)を事前に通報させ、乗組員等に異状のある者や事前通報の内容に該当する者がいない場合においては、無線検疫により対応する。ただし、異状のある者等が要観察例と考えられる場合には、3-(2)-ア-(オ)と同様の対応を行う。

(ア) サーモグラフィー等による体温測定の実施

検疫官は、インフルエンザ(H5N1)発生国から来航する全乗客・乗員に対し、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。なお、38℃以上の発熱者(38℃未満であっても発熱後解熱剤を服用したのもを含む)を発見した場合には、必要に応じて医師の診察等を行い、インフルエンザ(H5N1)の疑いがあるか否かを診断する。

(イ) 要観察例等への対応

(ア)の測定等により、要観察例がいた場合には、医師による質問、診察等を行なう。この結果、医師がインフルエンザ(H5N1)要観察例と診断

した場合には、3-(2)-ア-(オ)に従って検査を行う。

この場合、要観察例と濃厚接触のあった同行者等が特定できる場合には、3-(2)-ア-(エ)-viiと同様の措置を、また、同乗者(乗客・乗員)については、3-(2)-ア-(エ)-viiiと同様の措置を行う。

また、要観察例が医師によりインフルエンザ(H5N1)要観察例と診断されなかった場合には、3-(2)-ア-(オ)-ii-(iii)と同様帰宅後における体調の変化等が生じた場合の対応について指示を行う。

ウ インフルエンザ(H5N1)の発生国を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

客船(貨客船を含む)については、通常の通報内容に加え、必要な情報(3-(2)-ア-(ア)追加で求める通報内容)を事前に通報させ、乗組員等に異状のある者や事前通報の内容に該当する者がいない場合においては、無線検疫により対応する。貨物船については、通常どおりの通報により対応するものとする。

異状のある者等が要観察例と考えられる場合には、3-(2)-ア-(オ)と同様の対応を行う。

エ その他

主に旅客船(貨客船を含む)において、要観察例が集団発生している等の情報を得た場合には、関係機関や自治体等の協力も必要となる場合が想定されるため、検疫官は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告し、必要な指示を受ける。

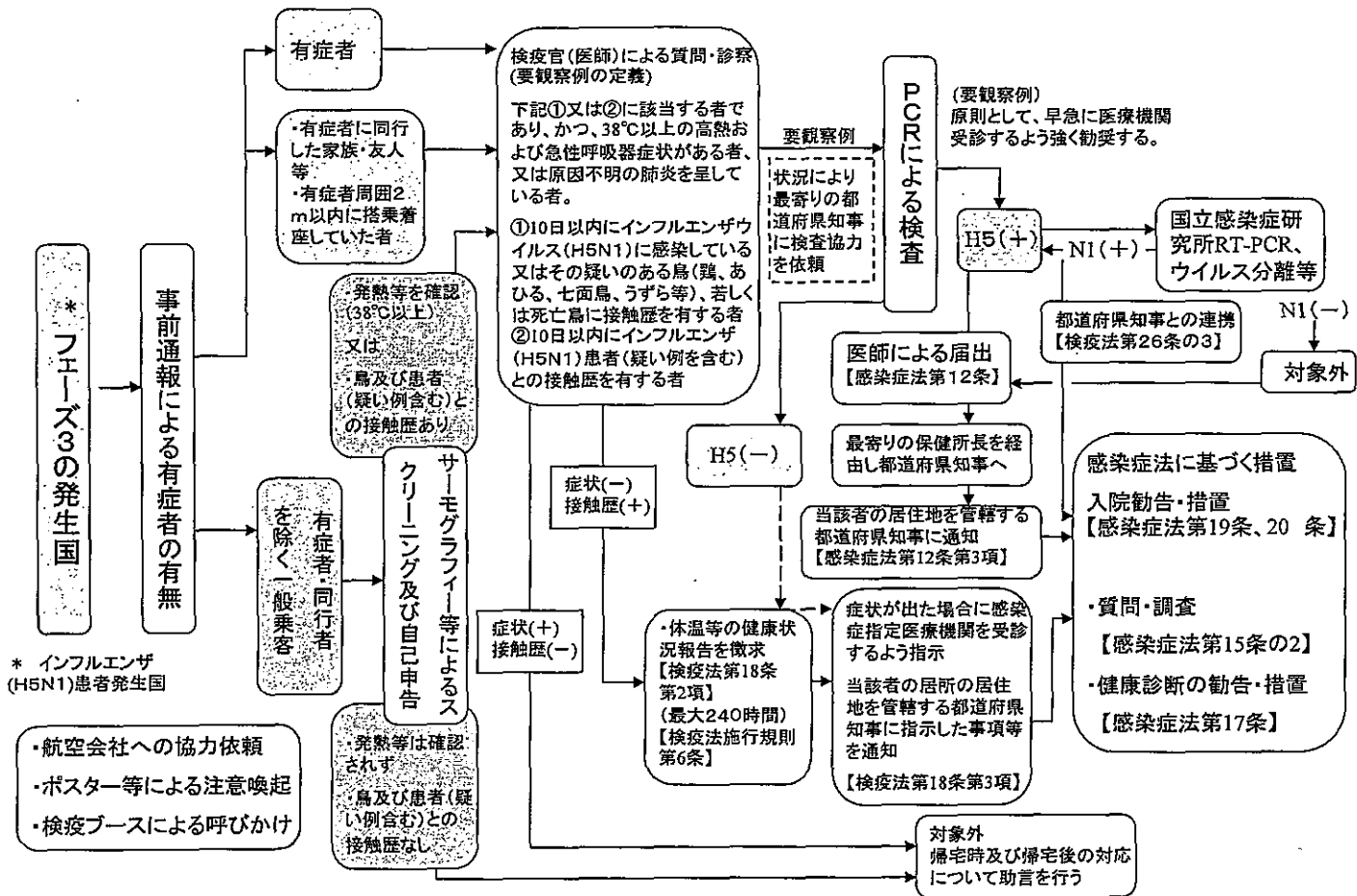
4 消毒等に係る対応

消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール(70~80%)又は次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度500~5,000ppm)等とする。

消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望ましい。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭く必要がある。なお噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意する。

航空機の消毒に際しては、規制(禁忌事項)等をよく確認した上で作業を実施する。

フェーズ3におけるインフルエンザ(H5N1)の検疫対応



VI 検疫ガイドライン

健康状態質問票

厚生労働省・検疫所

VI 検疫ガイドライン

様式 1

氏名 _____ 性別 男 女 年齢 _____ パスポート番号 _____
 職業 _____ 便名 _____ 座席番号 _____
 到着月日 _____, _____ 渡航された国名(滞在地域及び渡航地域名) (過去10日)
 日本及び本国での住所、連絡先
 日本: _____ 電話番号: _____
 本国: _____ 電話番号: _____

○あなたの健康状態について、記入してください

発熱 (°C) あり なし
 激しい咳・呼吸困難等 あり なし
 解熱剤等薬剤の使用の有無 あり なし

○鳥インフルエンザの疑いのある人との到着前10日以内の接触状況について、記入してください

① 鳥インフルエンザの流行地域へ滞在・立ち寄りしましたか。 あり なし

 ② 鳥の死体や鳥に触ったり、近づいたりしましたか あり なし

 ③ 鳥インフルエンザ患者又は鳥インフルエンザを疑う人と接触がありましたか。 あり なし

上記のとおり申告いたします。 年 月 日

署名

この質問票は検疫法第12条に基づく検疫手続を簡略化するためのものですから、正確に記入して下さい。

質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

様式2

鳥インフルエンザの発生地域に 滞在された入国者の方へ

1. 鳥インフルエンザの潜伏期間は10日といわれています。その期間内は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1) 入国後10日間は朝夕の体温測定を実施し、ご自身の健康状態を確認してください。

(2) 帰宅後外出する際には、万一来に備え、拡散防止のため、配布したマスクを着用するようご協力下さい。

(3) 下記の症状が一つでも発現したら、鳥インフルエンザ発生地域からの帰国であることをあらかじめ保健所に告げてから、受診先等を相談し、医師の診察を受けてください。

- ・発熱
- ・激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状

2. 家族等にも上記症状が発現したら、最寄りの保健所又は医療機関に電話で連絡し、その指示に従って下さい。その際、あなたが発生地域から帰国した旨を申し添え下さい。

必要に応じて、本紙を医療機関にお持ち下さい。

厚生労働省 ○○検疫所
TEL : ○○-○○○-○○○○

様式3

調査票

太枠内を記入して下さい。

氏名:	
年齢:	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 国籍:
職業:	
渡航地域、鳥の死体又は生きた鳥と接触、鳥インフルエンザ患者と接触又は接触した可能性のある場所: (具体的に)	
(国・地域名)	
日本国内における連絡先(旅行の場合は下段に日程等を記入): (住所)	
(電話番号)	
旅行日程等	滞在期間
	連絡先
※月日	宿泊先: 住所: 電話番号:
～月日	※月日
※月日	～月日
～月日	宿泊先: 住所: 電話番号:
日本出国予定日:	年 月 日 空港: 便名:
ツアーの場合旅行代理店名等を記入し、日程表がある場合はその写しを添付して下さい	
代理店名等: 代理店住所: 電話番号: 担当者名:	

※ 本日から 日間以内の連絡先を記入してください。

この質問は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に記入して下さい。なお、検疫所に報告いただいた情報については、個人情報の保護のため厳重に管理します。

また、質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

健康診断の状況	
・発熱《有・無》(健康診断時の体温 ℃)	
・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状《有・無》	
診察年月日:	年 月 日 担当医名:
検疫所名:	整理番号:

様式 4

日本に入国された方へ

(健康状態報告指示書)

○本日から以下に定める期間中は、次の項目に従ってください。

- ・下記の期間中は、毎日2回（朝、夕）体温測定を行い、下記連絡先へ報告下さい。
- ・期間中、発熱又は激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は直ちにあなたの名前、整理番号を、下記連絡先へ伝えた上で、検疫所担当官の指示に従ってください。
- ・この期間の最終日よりも前に出国される場合には、出国時に下記の連絡先へ電話し、出国される旨を連絡してください。

○あなたの整理番号 _____

○検疫所への報告が必要な期間： 月 日まで。 ■

連絡先	
住所	
電話	朝の報告 (時～ 時) 夕の報告 (時～ 時)
発熱等の症状が出た際の、緊急連絡先 (上記時間帯以外)	

注1) この報告は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に報告して下さい。報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

様式 5

年 月 日 時 分

殿
(都道府県知事)

検疫所長

検疫法第18条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

氏名:			
年齢:	性別:	国籍:	
職業:			
鳥の死体又は生きた鳥及びインフルエンザ患者と接触又は接触した可能性がある場所及び国・地域名:			
(場所)		(国・地域名)	
日本国内における連絡先 (旅行の場合は下段に日程等を記入):			
(住所)			
(電話番号)			
旅 行 日 程 等	滞在期間	連絡先	
	月 日 ～ 月 日	宿泊先:	住所:
	月 日 ～ 月 日	電話番号:	
	月 日 ～ 月 日	宿泊先:	住所:
	月 日 ～ 月 日	電話番号:	
	日本出国予定日: 年 月 日		空港: 便名:
	その他 (ツアーの場合旅行代理店名等を記入)		

入国時の健康状況: (入国年月日 年 月 日) ・体温 ℃ ・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状 《有・無》 ・その他
入国後の健康状況: ・体温 ・その他
当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等:

病原体検査マニュアル 高病原性鳥インフルエンザ

参考資料

（国立感染症研究所作成）

- 1 病原体検査マニュアル 高病原性鳥インフルエンザ
- 2 検査材料の輸送

目次

Part I: 高病原性鳥インフルエンザの概要	
1 高病原性鳥インフルエンザ	3
2 検査の進め方	5
Part II: ウイルス検査法	
1 インフルエンザウイルス検査のための臨床検体の採取法	7
2 ウイルス検査（分離）用検体の輸送と保存	11
3 Polymerase Chain Reaction (PCR)法による高病原性鳥インフルエンザウイルスの同定	12
4 迅速診断のためのインフルエンザウイルスの検出	16
5 培養細胞を用いたインフルエンザウイルスの分離	18
6 孵化鶏卵を用いたウイルス分離と増殖	22

Part I

1 高病原性鳥インフルエンザ

自然界に存在する A 型インフルエンザウイルスの H1 から H15 までの HA 亜型のウイルスのほとんどは野鳥や水禽類に対して不顕性感染を起こすにすぎず、宿主が症状を示したり、ヒトに感染して健康被害に至る例のほとんどない弱毒型ウイルスである。しかし、このような弱毒型のウイルスのうち H5 および H7 亜型のウイルスが希にニワトリを主とする家禽群に侵入し、感染と伝播を繰り返すうちに強い伝染性と高い病原性を獲得することがあり、そのような変異によって家禽に高い致死率を示すようになった強毒型ウイルスを高病原性鳥インフルエンザウイルスと呼ぶ。弱毒型 H5, H7 亜型の強毒型への変異には、インフルエンザウイルスの赤血球凝集素蛋白の蛋白分解酵素による開裂活性化部位へ塩基性アミノ酸の連続した配列の挿入が重要な役割を果たしていることが知られている。

家禽における高病原性鳥インフルエンザウイルスは、2004 年に東アジアの広い地域で流行を起こしており、また、国内でも西日本の数カ所で集団発生を起こすなど、ひとたび流行が始まると養鶏業界への経済的打撃は甚大なものとなる。一方、高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染は、1997 年、2003 年に香港で強毒型 H5 亜型ウイルスの感染によってそれぞれ 6 名および 1 名の死亡、2003 年にオランダで強毒型 H7 亜型ウイルスにより 1 名の死亡が報告されている。さらに、2004 年には強毒型 H5N1 亜型ウイルスの感染によってタイ、ベトナムの広い地域にわたって数十名の死亡者が確認されている。

高病原性鳥インフルエンザウイルスによるヒトへの感染は、きわめて希ではあるが、感染確認例中の死亡者の割合が非常に高いこと、トリ型インフルエンザウイルスとヒト型インフルエンザウイルスとの遺伝子再集合によってヒトからヒトへ感染する新型ウイルスが形成され、それによる世界的な大流行（パンデミック）が起こる可能性があることなどから、本ウイルスによるヒトでの感染は、感染症法では「四類感染症」と位置づけられている。

ヒトでの高病原性鳥インフルエンザウイルス感染では、潜伏期間は 2・4 日と考えられ、症状は突然の高熱、咳などの呼吸器症状の他、重篤な肺炎や全身症状を示す。また、強毒型 H7 亜型ウイルスの感染による結膜炎も知られている。

高病原性鳥インフルエンザウイルス感染の診断に必要な技術は一般のインフルエンザの診断と同様、ウイルス分離や RT-PCR 法によるウイルス遺伝子検出などが用いられる。一般のインフルエンザの診断法によって A 型インフルエンザウイルス感染が確